

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書
	性質による分類	個 別 仕 様 書
物品番号	PNLPA300M101	仕 様 書 番 号
品 名 又 は 件 名	COUNTER, PARTICLE 検定	4補LPS-B660078-1
		作成 令和 5年 5月 26日
		改正 令和 5年 10月 12日
		令和 年 月 日
	作成部 隊等名	第 4 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有するCOUNTER, PARTICLE（型式LPA300M101）の検定について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1

国外製造会社等

当該装備品の製造会社（MP Filtri UK Ltd）及び製造会社から校正について認定された修理会社

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

4補LPS-00001 外注整備共通仕様書

b) 技術資料

J. T. O. 33A6-8-54-1 部品表付操作及び整備指令 オイルパーティクルカウンター LPA3シリーズ

品 名	COUNTER, PARTICLE 検定
-----	----------------------

2 要求事項

2.1 全般

契約の相手方は、国外製造会社等による販売代理店証明及びアフターサービスの拠点証明を有していなければならない。

2.2 一般

一般的事項は、4補LPS-00001 の2.1 による。

2.3 役務対象品

役務対象品の、一連番号 (Ser No.) 及び数量は、調達要領指定書に示す。

2.4 整備作業の種類

整備作業の種類は、4補LPS-00001 の2.2.1 i)とする。

2.5 整備作業の工程

整備作業の工程は、次による。

- a) 受入点検
- b) 検定
- c) 納入前点検
- d) 整備作業等の表示・記録

2.6 整備作業の実施要領

2.6.1 受入点検

受入点検は、4 補 LPS-00001 の 2.3.1 によるほか、J.T.O.33A6-8-54-1 に従い機能確認を実施し、静電容量式タッチスクリーンディスプレイに表示する校正期限を確認する。

2.6.2 検定

検定は、国外製造会社等で実施する。また、静電容量式タッチスクリーンディスプレイに表示する校正期限を、次期校正期限に更新する。

2.6.3 納入前点検

契約の相手方は、国外製造会社等から受領した役務対象品を開梱し、納入前点検を次によって実施する。

- a) 物品番号 (S/N) , 部品番号 (P/N) , 品名, 数量及び一連番号 (Ser No.) を確認するとともに、輸送取扱不良による破損及び外観の異状の有無を点検する。

品 名	COUNTER, PARTICLE 検定
-----	----------------------

- b) **J. T. O. 33A6-8-54-1** に従い機能確認を実施し、静電容量式タッチスクリーンディスプレイに表示する校正期限が更新されていることを確認する。
- c) 役務対象品に“品質を保証する証明書（様式任意）”及び“校正成績書（様式任意）”が添付されていることを確認する。

2.6.4 整備作業等の表示・記録

整備作業等の表示・記録は、**4補LPS-00001** の**2.3.5** による。

2.7 作業標準

作業標準は、**2.6.2** を除き、**4補LPS-00001** の**2.4** による。

2.8 作業の中止

役務対象品が検定不能と判断した場合は、作業を中止し監督官等を通じて分任支出負担行為担当官の指示を受けなければならない。

2.9 品質管理

品質管理は、受入点検及び納入前点検について、**4補LPS-00001** の**2.8 c)**とするほか、**2.8.1** 及び**2.8.2** による。

3 監督・検査

監督・検査は、**4補LPS-00001** の**4.2** による。

4 出荷条件

包装は、**4補LPS-00001** の**7** に従い、包装レベルは、個装レベルC、外装レベルIIとする。

5 その他の指示

5.1 輸出入通関等諸手続

国外検定の場合に必要な輸出入通関等諸手続は、関連法令等の定めるところに従い、契約の相手方が行う。

5.2 安全管理

安全管理は、**4補LPS-00001** の**11** による。

5.3 書類の作成及び添付

契約の相手方は、国外製造会社等に“品質を保証する証明書（様式任意）”及び“校正成績書（様式任意）”を1部作成させ、当該装備品に添付させる。

5.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、**4補LPS-00001** の**5 承認**、**6 報告**、**8 契約工場における物品の管理補給業務**、**10 契約の相手方の技術提供**及び**13 仕様書の疑義**による。